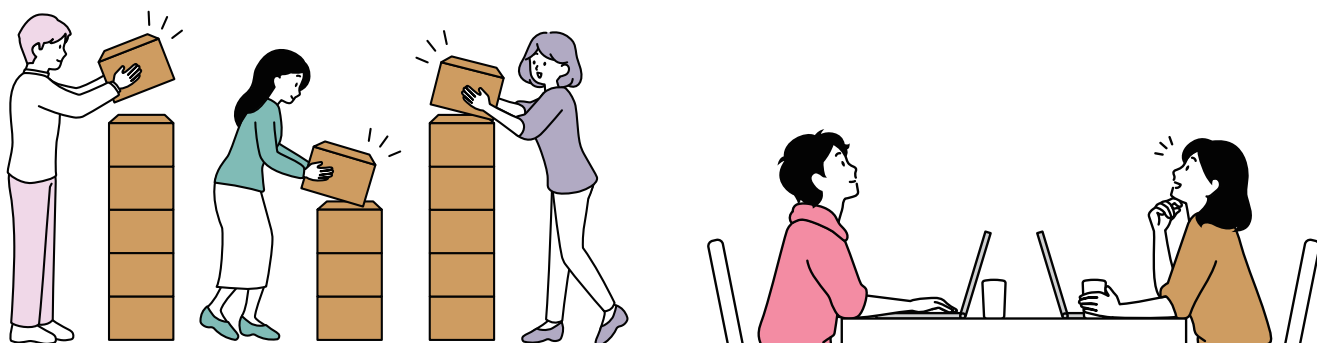


概要版

福山市 男女共同参画基本計画 (第5次)



一人一人が尊重され、
個性と能力を生かせるまち

福山市

発行年月/ 2023年(令和5年)4月
発行/福山市
編集/福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課

〒720-8501
広島県福山市東桜町3番5号
電話 084-928-1235 FAX 084-928-1229

策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

1999年(平成11年)には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題と位置付けられました。

本市においては、2002年(平成14年)に「福山市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、2003年(平成15年)には、この条例に基づいて「福山市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の展開を図ってきました。

しかしながら、2020年(令和2年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって、雇用情勢の悪化やDV、女性の貧困等が可視化され、男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化しました。家族の姿は変化し、人生は多様化しており、こうした変化・多様化に対し、男女の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等もあわせて見直されることが求められています。

このような男女共同参画の動きを捉え、本市では現行計画の計画期間の満了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後のめざす姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「福山市男女共同参画基本計画(第5次)」を策定します。

基本理念

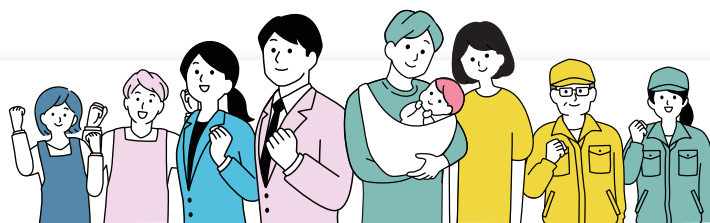
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題の1つであると同時に、市民一人一人の人権が大切にされ、住みやすさ、働きやすさが保障される「人間環境都市」をまちづくりの基本理念とし、「安心」と「希望」の都市づくりを進める上で極めて重要な課題です。

「福山市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる5つの基本理念に則り、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

福山市男女共同参画推進条例における5つの基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活、職業生活とその他の活動の両立
- (5) 国際的な取組との協調

実現すべき姿



「一人一人が尊重され、個性と能力を生かせるまち」

計画の位置付け

本計画は、「福山市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、この計画は、「福山みらい創造ビジョン(第五次福山市総合計画 第二期基本計画)」を上位計画とし、他の部門別計画と連携し、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えます。また、策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「広島県男女共同参画基本計画(第5次)」を踏まえて策定します。

なお、本計画の「基本目標Ⅲ」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付け、「福山市女性活躍推進計画(第2次)」とします。あわせて、「基本目標Ⅳ」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付け、「福山市DV対策基本計画(第3次)」とします。

SDGs との関連

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals)は、2015年(平成27年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、2030年(令和12年)までの世界共通の持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールが定められています。同アジェンダの前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性・女の子のエンパワーメントを達成することをめざす」とあるように、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的といえます。

そして、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントはすべてのゴールに関わっており、すべてのゴールの進展に重要な貢献をする手段です。それぞれのゴールの達成に向けては、男女共同参画の視点、ジェンダーの視点を基本に、男女に及ぼす影響を評価するプロセスをもって、すべての政策・施策・事業を企画・実施すること(ジェンダーの主流化)がゴールの達成につながります。

計画の期間

計画期間は、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間とします。

計画の体系

| 基本目標 | 重点目標 | 施策の方向 |
|---|-----------------------------|---|
| Ⅰ 男女共同参画の意識づくり | 1 男女の意識変革の促進 | (1)男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 (2)男女共同参画に関する調査・研究の推進 (3)メディアにおける男女共同参画の推進 (4)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり |
| | 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | (5)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (6)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 |
| Ⅱ 政策等の立案決定への男女共同参画の促進 | 3 政策等の意思決定過程からの男女共同参画の促進 | (7)審議会等への女性の参画の推進 (8)女性の管理職等への登用 (9)女性の人材育成と情報提供 |
| | 4 地域における身近な男女共同参画の促進 | (10)地域活動における男女共同参画の促進 (11)防災の分野における男女共同参画の促進 |
| Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進(福山市女性活躍推進計画(第2次)) | 5 ワーク・ライフ・バランスの促進と暮らしの充実 | (12)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の推進 (13)仕事と子育て・介護の調和に向けた就労環境の整備 (14)家庭生活における男女共同参画の促進 (15)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育て支援施策の充実 |
| | 6 働く場での女性活躍の推進に向けた支援 | (16)女性活躍のための環境づくりの推進 (17)女性の働く場への参画促進と能力発揮の支援 |
| | 7 雇用・就業環境の向上 | (18)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (19)多様な働き方・暮らし方の啓発と職場環境の向上 |
| Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶(福山市DV対策基本計画(第3次)) | 8 男女間の暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 | (20)DV防止のための啓発活動の推進 (21)相談窓口の周知と相談体制の充実 (22)被害者の安全確保と自立支援 (23)関係機関との連携の強化 |
| Ⅴ だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり | 9 各種ハラスメント等の防止対策の推進 | (24)各種ハラスメント防止対策の推進 (25)女性や子どもに対する性暴力等の防止対策の推進 |
| | 10 生涯を通じた健康支援 | (26)生涯を通じた健康増進対策の推進 (27)妊娠・出産等に関する支援 (28)心身の健康問題についての対策の推進 |
| | 11 すべての市民が多様性を尊重して共生する環境の整備 | (29)子ども・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備 (30)外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚 (31)女性・子ども・性的マイノリティ等の人権の尊重 (32)困難・課題を抱える人への支援の充実 |
| 計画の推進 | | 推進体制 関係機関, 市民, 民間団体等との連携・協働 計画の進行管理 |

基本目標 | 男女共同参画の意識づくり

長年にわたり人々の中に刷り込まれてきた、固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が私たちの生活の中に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因の一つとなっています。

このため、一人一人が自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気付き、性別や年齢、ライフステージにかかわらず、自らの意思による多様な生き方の選択につながるように、さらなる啓発の充実と多様な学びの環境づくりを推進していきます。

重点目標1 男女の意識変革の促進

- 固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が正しく理解されるよう、市民への男女共同参画の意識の普及・啓発に努めます。
- 男女共同参画をめぐる状況や市民意識の的確な把握に向け、調査・研究を推進します。
- メディアからの情報を主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力(メディア・リテラシー)の向上を図る取組を推進します。

主な施策

- 講座・セミナー等による意識啓発
- 福山市男女共同参画推進表彰の実施
- 市民意識調査等の実施
- メディア・リテラシー向上のための講座・セミナーの開催

重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 子どもの発達段階に応じて、日常活動の中で男女平等の意識を育むとともに、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する力を身に付けるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。
- 男女共同参画推進に関する講座・セミナーや生涯学習の場等で、子育て世代をはじめ多世代にわたる学習機会を提供し、家庭の教育力を高めるための取組と男女共同参画の意識の浸透に努めます。

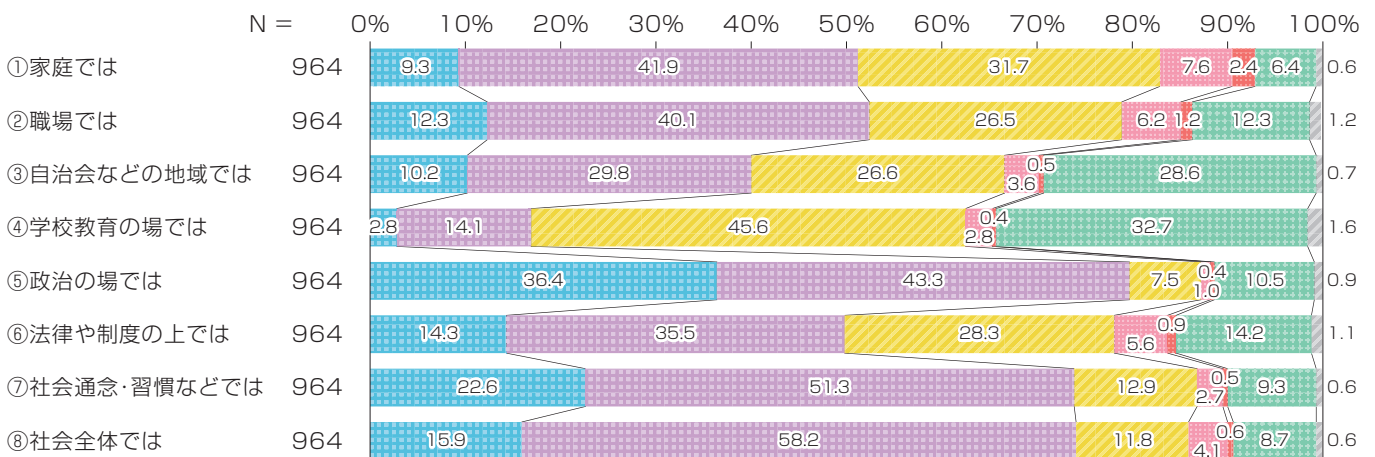
主な施策

- 学習教材の作成・活用
- 出前講座の実施
- 家庭の教育力を高める講座の開設

男女の平等感(市民意識調査)



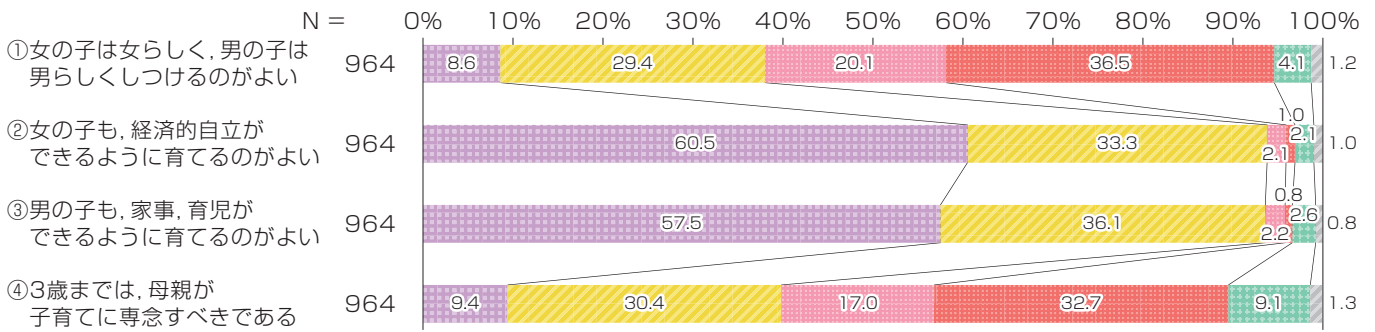
男女の地位[%]



子どもの育て方(市民意識調査)

■ そう思う
 ■ どちらかといえばそう思う
 ■ どちらかといえばそう思わない
■ そう思わない
 ■ わからない
 ■ 無回答

子どもの育て方(%)



基本目標 II 政策等の立案決定への男女共同参画の促進

活力ある豊かな社会を築くためには、新たな発想・視点や多様な考え方を活かしていくことが求められていることから、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定過程から男女の意見等が反映されることが重要です。制度・慣行等に捉われずすべての人が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野等様々な分野における女性の参画拡大を促進します。

重点目標3 政策等の意思決定過程からの男女共同参画の促進

- 審議会等において、男女双方の意見や考え方が反映されるよう、女性の積極的な起用に取り組みます。
- 女性の管理職等への積極的登用について、事業者等への理解の促進に努めます。また、市の女性職員について、意欲や能力のある人材を積極的に管理職等へ登用するよう取り組みます。
- 学習機会の提供等により、女性の能力開発や人材育成に努めるとともに、その意欲と能力を発揮できるよう、人材リストの整備と活用を図ります。

主な施策

- 女性の積極的な起用の推進
- 企業における女性管理職等への登用の推進
- 人材育成セミナー等の開催

重点目標4 地域における身近な男女共同参画の促進

- 男女ともに、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。
- 地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災の分野において、女性の視点が反映され、防災の活動に男女が積極的に参画できるよう、男女共同参画の促進を図ります。

主な施策

- 地域における人材育成
- 地域防災活動(防災訓練等)への女性の参画促進
- 女性防災リーダーの養成

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進

(福山市女性活躍推進計画(第2次))

ワーク・ライフ・バランスが、それぞれの生きやすさ・暮らしやすさにつながるものであるという基本認識の下、新型コロナウイルス感染症拡大により広まった、「新しい働き方」の普及や働き方の見直し、また「新しい暮らし方」について推進し、だれもが家庭や地域、職場に参画しやすい環境づくりを進めていきます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現は、女性の活躍を推進する上でも重要です。こうしたことから、「基本目標Ⅲ」を「福山市女性活躍推進計画(第2次)」と位置付け、女性が働きやすい環境づくりを進めていくとともに、男女がそれぞれの能力を発揮して活躍できるような働く場での男女共同参画、女性活躍の推進と雇用・職場環境の向上をめざします。

重点目標5 ワーク・ライフ・バランスの促進と暮らしの充実

- ワーク・ライフ・バランスが、企業や経済社会の活性化、そして個人生活の充実につながることにについて、企業や市民に対して意識啓発を推進し、社会的機運を醸成します。
- 企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を促進するとともに、積極的に取り組んでいる事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知します。
- 男女がともに家事や育児等を担い、相互に協力して責任を果たすことができるよう、意識啓発を推進します。特に、男性の家庭生活への参画促進や、男性が子育てしやすい環境の整備に努めます。
- 働きたい人すべてが、仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、子育て支援施策の充実等、男女がともに安心して子育てができる環境の整備に努めます。

主な施策

- 福山市男女共同参画推進表彰の実施
- 企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進
- ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の実施
- 男性が子育てしやすい環境の整備
- 福山ネウボラによる相談支援の充実

重点目標6 働く場での女性活躍の推進に向けた支援

- 主に職業生活における様々な場面・分野での女性の活躍が促進されるように仕事と家庭生活の両立支援等、安心して多様な働き方や暮らし方ができる環境づくりをめざします。
- 女性の雇用促進と再就職支援のための講座等の開催等を図ります。また、産業界の人材ニーズに応じて、デジタル人材の育成や、リスキリングの必要性について周知を図ります。

主な施策

- 女性の働く環境改善補助金
- 女性雇用支援事業
- 職業能力の開発・向上に向けた講座、セミナーの開催

重点目標7 雇用・就業環境の向上

- 労働関係法令の周知・啓発に努め、制度の定着と活用を図ります。また、女性の能力発揮を促進し、その活用を図るなど、優れた取組をしている事業者等を表彰し、その取組内容を公表します。
- 男女ともに多様な働き方・暮らし方について啓発を図るとともに、職場環境の向上、柔軟な働き方に対応できる職場づくりを促進します。

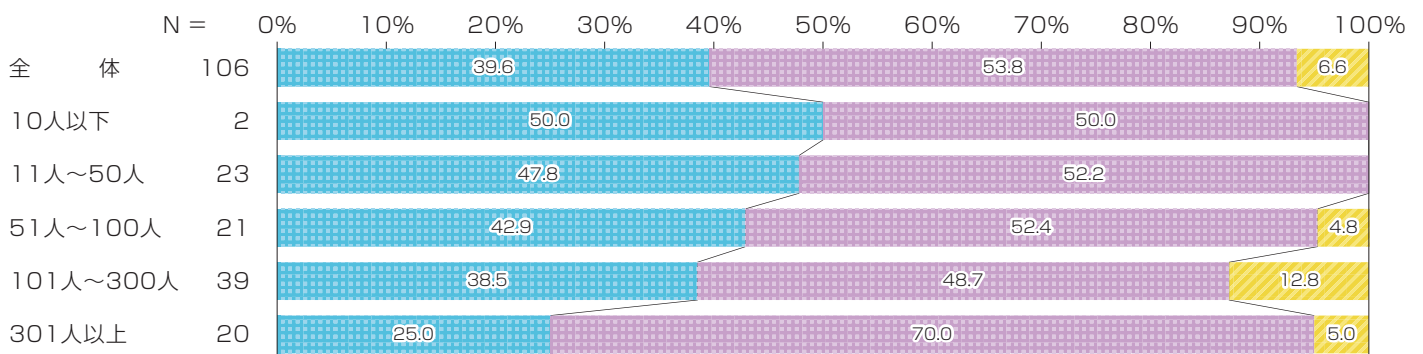
主な施策

- パンフレット等による制度の周知・啓発
- 新しい働き方の推進
- 企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

期待する女性の働き方(事業所アンケート調査)

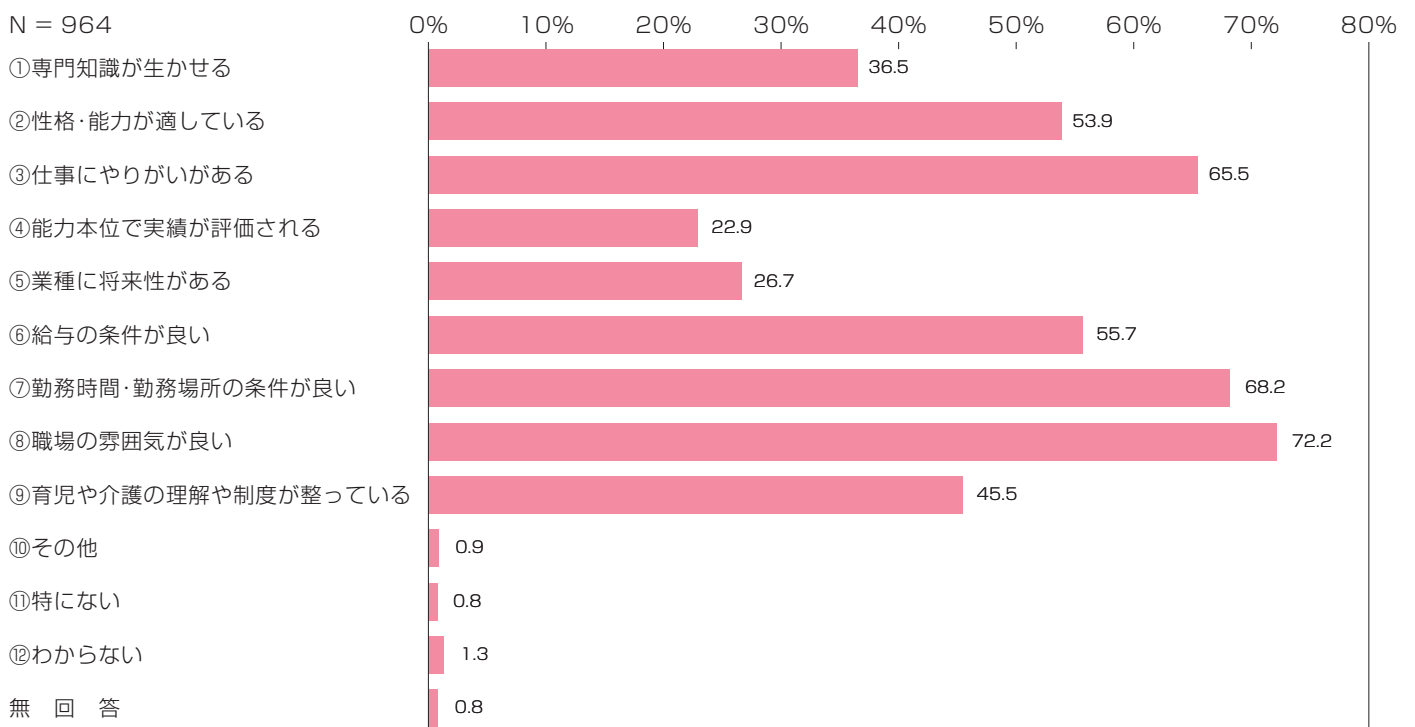
- ①現在の業務で専門性を高めてほしい
- ②幅広い業務を経験し幹部として働いてほしい
- ③現状のままでよい

女性にはどのような働き方を期待する[%]



仕事を選ぶ時に重視する・したいこと(市民意識調査)

仕事を選ぶ際に重視すること(複数回答・%)



基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

(福山市DV対策基本計画(第3次))

男女が個人としての尊厳が尊重され、性別により差別されないことは、男女共同参画社会の実現の根底となる考え方です。男女間のあらゆる暴力等は、人権尊重の理念を否定するものであり、どのような場合においても許されるものではありません。暴力は絶対に許されるものではないという社会意識の醸成を図り、一人一人が互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなく様々な嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を許さない社会をつくっていくことが重要です。

重点目標8 男女間の暴力(DV)の防止と被害者支援の充実

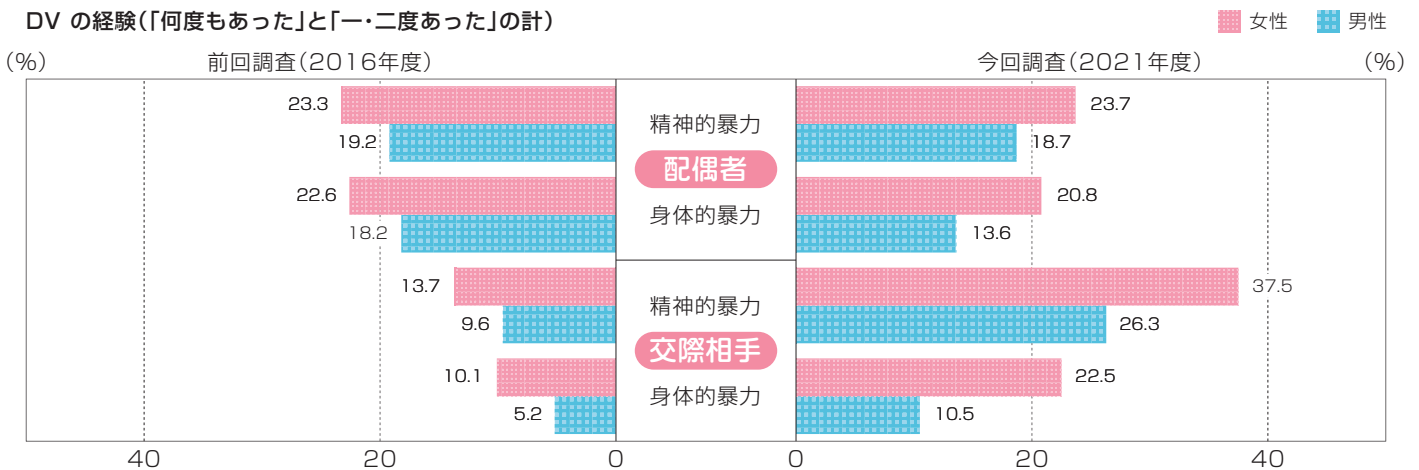
- DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないという意識づくりを推進し、学齢期を始めとする若年層を含め、幅広い世代を対象に、DV防止に向けた啓発を推進します。
- DV被害は潜在化しやすい傾向があるため、被害者が早期に安心して相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- 被害者の状況と意向に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携して、被害者の安全確保を図ります。
- 被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で適切な対応が行われるよう、関係機関や民間団体との連携の強化を図ります。

主な施策

- 講座・セミナー等によるDV防止に向けた啓発
- 学齢期からのDV防止教育の実施
- 相談事業の充実
- 関係機関との連携による適切な一時保護の実施
- 虐待防止ネットワークによる連携

DVの経験(市民意識調査)

DVの経験(「何度もあった」と「一・二度あった」の計)



基本目標Ⅴ だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり

職場等でのハラスメント、子どもや高齢者、障がい者への虐待行為等、様々な暴力は、被害者の心身や生活に深刻な影響を与える人権侵害であり、これらの防止に向けた取組や相談しやすい体制を整備し、地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。また、男女が生涯を通じて健康に過ごせるための健康の保持増進対策を推進するとともに、男女で異なる状況やその背景にある課題への理解を広めながら支援の充実を図ります。

重点目標9 各種ハラスメント等の防止対策の推進

- 各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 女性や子どもに対する性暴力等を防止するため、広報・啓発活動を推進するとともに、学校や地域での防犯・見守り活動を推進します。

主な施策

- 各種ハラスメントにおける相談窓口の周知
- パトロール活動の実施

重点目標10 生涯を通じた健康支援

- 男女がともに、心身やその健康について正しい知識・情報を持ち、日頃から自発的に心身の健康づくりに取り組めるよう、ライフステージに応じた心身の健康の保持増進対策を推進します。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう健康支援の充実を図るとともに、妊娠・出産期から子育て期への切れ目ない支援体制の充実を図ります。また、不妊に悩む男女への対策を推進します。
- 喫煙・飲酒等の健康問題、心の健康問題、性感染症予防等について正しい理解を深めるための啓発を継続して行うとともに、相談や支援体制づくりを推進します。

主な施策

- 健康増進計画の推進
- 女性の健康法、健康セミナーの開催
- 安心して暮らせる母子保健の推進
- 精神保健福祉相談事業の充実

重点目標11 すべての市民が多様性を尊重して共生する環境の整備

- 子どもや高齢者・障がい者等が、いきいきと安心して暮らせるよう、地域安全活動や地域ぐるみの子育て支援活動等の推進を図ります。
- 外国人市民が地域の一員として安心して暮らせるよう、言語や文化、価値観等の違いを認め合いながら、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりを推進します。
- 女性や子ども、性的マイノリティ、国籍、社会的地位や生まれ等に起因する差別や偏見をなくすための啓発を行うとともに、これらに関わる悩みや問題を抱える方に、相談窓口や必要な情報の提供に努めます。
- ニートやひきこもり等の若年者の自立支援、ひとり親家庭の自立支援、生活困窮や子どもの貧困問題への対応、子ども・高齢者・障がい者等の虐待防止等に関係機関や地域と連携を図りながら取り組めます。

主な施策

- 介護保険サービスの質的向上
- 多文化共生のまちづくり推進事業
- 自立相談支援事業
- 困難を抱える女性に対する相談事業の充実
- 児童虐待防止等ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)活動の推進

計画の推進

1 推進体制

- ① 庁内体制
- ② 福山市男女共同参画審議会との連携

2 関係機関, 市民, 民間団体等との連携・協働

- ① 国・県等関係機関との連携
- ② 市民, 民間団体, 事業者との協働

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、各施策の着実な実施を行うとともに、施策の進捗状況を毎年度把握して年次報告書としてとりまとめ、「福山市男女共同参画推進会議」、「福山市男女共同参画審議会」を通じて評価・点検を行います。

福山市男女共同参画基本計画(第5次)における主な指標と目標値

| 基本目標 | No. | 指標 | 現状値(2021年度) | 目標値 | |
|------|-----|---|--|---|--------|
| I | 1 | 社会全体で「男女の地位が平等となっている」と思う人の割合 | 11.8% | 20% | 2026年度 |
| | 2 | 「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合 | 73.0% | 80% | 2026年度 |
| II | 3 | 市の審議会等委員に占める女性の割合 | 26.4% | 30% (最終目標は男女の委員数の均衡を図る) | 2027年度 |
| | 4 | 「今後, 役員や管理職に女性を積極的に登用しよう」と考えている事業所の割合 | 69.8% | 80% | 2026年度 |
| | 5 | 女性人材リスト登録者数 | 47人 | 60人 | 2027年度 |
| | 6 | 防災リーダーに占める女性の割合 | 21.0% | 25% | 2025年度 |
| III | 7 | ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者数 | 137社 | 155社 | 2025年度 |
| | 8 | 男性の育児休業取得率 | 12% | 30% | 2025年度 |
| | 9 | 「この地域で子育てをしたいと思う親」の割合 | 94.7% | 96% | 2025年度 |
| | 10 | 「ポジティブ・アクションに取り組んでいる」事業所の割合 | 48.1% | 60% | 2026年度 |
| | 11 | 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業所の割合 | 40.6% | 50% | 2026年度 |
| | 12 | 女性の活躍を推進する上で「家庭責任を考慮する必要がある」を問題として捉える事業所の割合 | 54.7% | 50%以下 | 2026年度 |
| | 13 | 人材シェアリングの登録企業数 | 160社 | 300社 | 2025年度 |
| IV | 14 | DVに対する認知度 | 71.7% | 80% | 2026年度 |
| | 15 | デートDV予防啓発講座を実施している学校数 | 8校 | 12校 | 2027年度 |
| | 16 | DVを受けたことがある人の内, 「誰にも相談しなかった人」の割合 | 65.1% | 50%以下 | 2026年度 |
| | 17 | DVの相談窓口を知っている人の割合 | 83.0% | 90% | 2026年度 |
| V | 18 | 子宮頸がん・乳がん検診受診率(福山市実施分) | 子宮頸がん 20~39歳 8.4% 40~64歳 11.4% 65歳以上 6.0% 乳がん 40~64歳 7.1% 65歳以上 6.0% | 子宮頸がん 20~39歳 9.0% 40~64歳 11.8% 65歳以上 6.9% 乳がん 40~64歳 10.1% 65歳以上 7.4% | 2023年度 |
| | 19 | 性的マイノリティに関する人権問題の認知度 | 64.1% | 70% | 2027年度 |